

商品概要説明書

教育ローン（基金協会）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

商品名	教育ローン（基金協会）
ご利用いただける方	○次のいずれかに該当する個人の方。 ・当 J A の正組合員の方。 ・当 J A の准組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（農業者以外の自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○農業者（認定農業者・認定就農者・第 1 種兼業農家）の場合は、前年度税引前所得が 150 万円以上ある方。 ○勤続（または営業）が確認できる方（年金受給者の方は除く）。ただし、農業者以外の自営業者の方は営業開始後 3 年以上とします。 ○教育施設（修業年限が 6 か月以上（外国の教育施設は 3 か月以上）の次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 - a 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 - b 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など） - c 高等学校、高等専門学校、中学校、小学校 - d 特別支援学校の高等部、中等部、初等部 - e その他職業能力開発校などの教育施設 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金〔借入申込日から 2 か月以内（推薦入学により就学する場合は 6 か月以内）にお支払済みとなった入学に関する費用を含む。〕とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費 ②アパートの家賃等 ○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。
借入金額	○1 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内とします。 ○据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の 6 か月後までの範囲内とします。

	○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。																	
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。																	
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加えの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。																	
担保	○不要です。																	
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三重県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																	
保証料	○保証料率は、ご本人の信用状況に応じ、年 0.3%～年 0.5%の範囲内となります。 ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【例】お借入額 300 万円あたりの一括支払保証料（保証料率：年 0.45%） <table><tr><td>お借入期間</td><td>3 年</td><td>5 年</td><td>7 年</td></tr><tr><td>概算保証料</td><td>20,964 円</td><td>34,969 円</td><td>49,209 円</td></tr></table>				お借入期間	3 年	5 年	7 年	概算保証料	20,964 円	34,969 円	49,209 円						
お借入期間	3 年	5 年	7 年															
概算保証料	20,964 円	34,969 円	49,209 円															
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>引受団体/ 引受会社</th><th>加算利率</th></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td rowspan="5">全国共済農業 協同組合連合 会</td><td>年 0.20%</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.35%</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.25%</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.30%</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年 0.40%</td></tr></table>				団体信用生命共済（保険）名	引受団体/ 引受会社	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	全国共済農業 協同組合連合 会	年 0.20%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.35%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.25%	団体信用生命共済（連生）	年 0.30%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.40%
団体信用生命共済（保険）名	引受団体/ 引受会社	加算利率																
団体信用生命共済（特約なし）	全国共済農業 協同組合連合 会	年 0.20%																
長期継続入院特約付団体信用生命共済		年 0.35%																
三大疾病保障特約付団体信用生命共済		年 0.25%																
団体信用生命共済（連生）		年 0.30%																
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）		年 0.40%																

9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 5 %
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合… 2, 2 0 0 円 ②一部繰上返済の場合… 1, 1 0 0 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1, 1 0 0 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店・店または本店金融部（電話：0598-28-8823）にお申し出ください。 当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 ・ 愛知県弁護士会紛争解決センター （電話：052-203-1777） ・ 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

J A みえなか

商品概要説明書

教育ローン（三菱ＵＦＪニコス型）

（令和７年４月１日現在）

商品名	教育ローン（三菱ＵＦＪニコス型）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 65 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○教育施設（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。ただし、外国の教育施設の場合は、ＪＡから振込可能な場合に限定した取扱いとします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金（借入申込日から過去３か月以内にお支払済みの資金を含む。）とします。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②アパートの家賃等。 ○申込日から１年以内にお支払い予定の資金。 ○現在、他金融機関・信販会社等からお借入中の教育ローンや奨学金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内（在学期間を含む）とします。なお、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟またはご本人の卒業予定年月の末日の 6 か月後までの範囲内とします。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年 1.0%の保証料率を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。

保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（三菱ＵＦＪニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。		
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。		
	団体信用生命共済（保険）名	引受団体/ 引受会社	加算利率
	団体信用生命共済（特約なし）	全国共済農業	年 0.20%
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	協同組合連合	年 0.35%
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	会	年 0.25%
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.50%		
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…2,200 円 ②一部繰上返済の場合…1,100 円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店・店または本店金融部（電話：0598-28-8823）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） ・民間総合調停センター（大阪府）※ ※ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。		
その他	○ご融資対象子弟またはご本人が高校から短大もしくは大学等に進学される場合（高専卒業後大学への編入学の場合も含む）または高校、短大もしくは大学内で進級する場合には、乗換融資をご利用いただけます。		

	乗換融資とは、当ＪＡで進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。 ○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。
--	---

ＪＡみえなか

商品概要説明書

教育ローン（カード型・三菱UFJニコス型）

（令和7年4月1日現在）

商品名	教育ローン（カード型・三菱UFJニコス型）
ご利用いただける方	○地区内に在住または在勤の方。 ○お借入時の年齢が満18歳以上65歳未満の方。 ○継続して安定した収入のある方。 ○教育施設（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。 ○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金（例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②アパートの家賃等。
契約金額	○10万円以上700万円以内、10万円単位とします。
契約期間	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の5日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降は契約更新は行いません。 ○新規貸越可能期間は、対象のご子弟またはご本人の卒業年度末日までとします。
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月、7月、10月および1月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年1.35%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後は、元金および利息をご返済いただきます。 ○約定返済 毎月5日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。

	す。具体的なご返済額は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約金額（借入極度額）</th><th>約定返済金額（元金+利息）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 万円以上 140 万円以下</td><td>1 万円+利息</td></tr> <tr> <td>150 万円以上 280 万円以下</td><td>2 万円+利息</td></tr> <tr> <td>290 万円以上 420 万円以下</td><td>3 万円+利息</td></tr> <tr> <td>430 万円以上 570 万円以下</td><td>4 万円+利息</td></tr> <tr> <td>580 万円以上 700 万円以下</td><td>5 万円+利息</td></tr> </tbody> </table> ○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。	契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金+利息）	10 万円以上 140 万円以下	1 万円+利息	150 万円以上 280 万円以下	2 万円+利息	290 万円以上 420 万円以下	3 万円+利息	430 万円以上 570 万円以下	4 万円+利息	580 万円以上 700 万円以下	5 万円+利息
契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金+利息）												
10 万円以上 140 万円以下	1 万円+利息												
150 万円以上 280 万円以下	2 万円+利息												
290 万円以上 420 万円以下	3 万円+利息												
430 万円以上 570 万円以下	4 万円+利息												
580 万円以上 700 万円以下	5 万円+利息												
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。												
担保	○不要です。												
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三菱 U F J ニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
手数料	○ A T M ・ C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店・店または本店金融部（電話：0598-28-8823）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） ・民間総合調停センター（大阪府）※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。												
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所												

	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。
--	---

ＪＡみえなか